

別表1

R4 事業 コード	事業名	所管課
04-01	神戸市農漁業女性組織活動促進事業	農政計画課 西・北農業振興センター
04-02	農道整備事業 (農道移管推進事業)	農政計画課
04-03	里山整備支援事業 (森林環境譲与税事業)	農政計画課
04-04	農地・農業用施設災害復旧事業	農政計画課
04-05	水利施設整備事業 (①一般水路・ため池改修事業) (②ため池廃止事業) (③開水路改修事業)	農政計画課
04-06	土地改良施設維持管理適正化事業	農政計画課
04-07	農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業	農政計画課
04-08	スマート農業等導入支援事業	農政計画課
04-09	農業生産資材高騰緊急対策支援事業	農水産課
04-10	産地パワーアップ事業	農水産課 西・北農業振興センター
04-11	県指定産地整備事業	農水産課 西・北農業振興センター
04-12	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	農水産課 西・北農業振興センター
04-13	「食都神戸」実践モデル活動支援事業	農水産課
04-14	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・果樹)	農水産課
04-15	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・花き)	農水産課
04-16	ひょうごの花づくり推進事業 (高品質等生産施設等整備事業)	農水産課
04-17	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業	農水産課
04-18	新たな戦略的拡大品目推進事業	農水産課
04-19	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	西・北農業振興センター
04-20	学校給食用米等生産拡大支援事業	西・北農業振興センター
04-21	農業経営スマート化促進事業	西・北農業振興センター
04-22	経営所得安定対策等推進事業	西・北農業振興センター
04-23	市内産農産物のPR及び地産地消の推進等の支援事業	西・北農業振興センター
04-24	農業経営力向上支援事業	西・北農業振興センター
04-25	家畜衛生防疫等対策事業	西農業振興センター
04-26	優良乳用牛確保対策事業	西農業振興センター
04-27	堆肥あっせん事業	西農業振興センター
04-28	但馬牛受精卵移植支援事業	西農業振興センター
04-29	畜産クラスター事業	西農業振興センター
04-30	市内流通促進交付金	西農業振興センター
04-31	家畜暑熱対策支援事業	西農業振興センター
04-32	市内産但馬牛出荷導入促進交付金	西農業振興センター
04-33	神戸レザーPR支援事業	北農業振興センター
04-34	その他県認証事業	全所管
04-35	こうべ安全・安心農産物生産高度化促進事業	農水産課

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-01	神戸市農漁業女性組織活動促進事業	農政計画課 西・北農業振興センター
①事業内容		
<p>食都神戸に係る神戸産農水産物の地産地消やブランド化等を図ることを目的とする以下の事業の推進に対して補助する。</p> <p>(1) 食育(花育)活動に関すること</p> <p>(2) 6次産業化(加工食品等開発)に関すること</p> <p>(3) 営農、営漁に関する研究、研修</p> <p>(4) その他女性組織活動の促進に必要な事業</p>		
②事業対象者	<p>次の要件をすべて満たす市内の女性農漁業者組織</p> <p>ア. 3戸以上の女性農業者・漁業者で構成されるもの。</p> <p>イ. 代表者その他の事項について定めた定款または規約を有するもの。</p> <p>ウ. 事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していること。</p>	
③事業費 (補助額)	上限 400 千円	
④補助率	40%以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類 様式第2号の4～7		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類 事業費を支払ったことを証する書類の写し		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類 様式第7号～13号		
⑦関連法令等		
⑧特記事項		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：農道整備事業 (農道移管推進事業)	所管課 農政計画課
04-02		
① 事業内容	ほ場整備事業により造成された農道において、道路管理者（建設局）への移管に必要となる手直し工事の経費に対し、助成を行うことにより、道路移管のさらなる促進を図る。	
② 事業対象者	土地改良区 等	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	対象事業費の 40%以内	
⑤	<p>-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・ 事業費のわかる資料（見積書など）</li> </ul> <p>-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 2 号の 4～7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負（委託）契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・ 請負（委託）業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul> <p>-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7 号～13 号</p>	
⑥ 関連法令等	なし	
⑦ 特記事項	なし	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-03	里山整備支援事業 (森林環境譲与税事業)	農政計画課
①事業内容	森林の間伐や危険木の伐採等に必要経費や資機材の購入費用等を補助する事で里山整備の推進を図る。	
②事業対象者	里づくり協議会 等	
③事業費	補助額上限 3,000 千円	
④補助率	対象事業費の 95%以内	
⑤-1	補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) ・ 森林所有者との協定書 ・ 総額 (税込) が 10 万円以上の物品購入または委託等の発注をする場合、3 者以上の見積書及びその結果。ただし、契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないものは除く。	
-2	補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号の 4~7	
⑥-1	補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	
-2	補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7~13 号	
⑦関連法令等	なし	
⑧特記事項	その他別紙および里山整備支援事業補助金等取扱要領の定めによる。	

里山整備支援事業 別紙

区 分	内 容
1 補助対象経費	<p>① 森林整備</p> <p>ア 森林伐採等の委託に要する経費 大径木や枯れ木などの伐採、危険箇所の森林整備等の委託にかかる経費（委託料、振込手数料）</p> <p>イ 実施主体による森林整備に要する経費 苗木代、肥料代、燃料代、傷害保険料等</p> <p>ウ 整備計画の策定や事業実施に必要な調査に要する経費</p> <p>エ 事業実施主体の構成員以外で森林整備を実施する人に対する安全衛生機材の配備、現場までの交通費、謝金等</p> <p>② 資機材の購入 森林整備機材：鋸、鉋、鎌、チェーンソー、資材倉庫等 竹林整備機材：竹チップパー等 安全衛生機材：ヘルメット、軍手等 防災施設整備：簡易防災施設、管理道整備に必要な資材等</p> <p>③ 講習会の開催 講師謝金、講師旅費、資料等の印刷費、会場使用料等</p>
2 対象事業地	<p>① 農村集落周辺の森林（国有林、県有林、市有林、農地等を除く） ただし、2.0ha以上の森林等、他事業の適用が可能な箇所については、まず他事業の適用を検討すること。</p>
3 整備期間	<p>① 実施主体は3箇年以上（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）活動を継続すること</p>
4 物品等の管理	<p>① 本事業で購入した資機材等（消耗品は除く）については、管理台帳を整備し、「〇〇年度里山整備支援事業」と記載すること</p>
5 補助対象外	<p>① 実施主体構成員に対する日当及び旅費</p> <p>② 特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とした事業</p> <p>③ 食料費</p> <p>④ 本事業の趣旨に合わない経費</p>

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-04	農地・農業用施設災害復旧事業	農政計画課
① 事業内容	豪雨や台風で被災した農地・農業用施設のうち、国の災害復旧事業の要件に満たないものについて支援し、早期に復旧することで、農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化を図る。	
② 事業対象者	土地改良区 JA 兵庫六甲 等 原則受益者 2 戸以上 農地、及び下流域に人家等のあるため池については 1 戸以上	
③ 事業費	1 工事 20 万円以上 (上限補助対象額：40 万円)	
④ 補助率	50%	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・事業費のわかる資料 (見積書など)</li> </ul>	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2 号の 4～7	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	補助事業の実施状況が分かる書類として	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 7 号～13 号	
⑦ 関連法令等	なし	
⑧ 特記事項	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国の補助事業の採択要件 (金額要件を除く) を満たす工事を補助対象とする。	

別表 1 (個票)

事業コード 04-05	事業名：水利施設整備事業 (①一般水路・ため池改修事業) (②ため池廃止事業) (③開水路改修事業)	所管課 農政計画課
① 事業内容	農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成を図ることを目的とし、ため池、パイプライン、開水路など一体となった農業水利施設の改修に対して、一定の助成を行う。 また、防災上のリスク軽減ならびに維持管理の負担軽減を図ることを目的とし、利用しなくなったため池の廃止に対して、一定の助成を行う。	
② 事業対象者	営農や防災上の観点から必要となる改修・廃止事業を行う個人、団体 (①受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の場合は受益戸数要件なし) (②受益戸数要件なし。ただし「特定ため池」が対象) (③受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の上下流の用排水路(開水路)が対象)	
③ 事業費	1 工事あたり 20 万円以上 (予算の範囲内)	
④ 補助率	①一般水路・ため池改修事業 対象事業費の 40% ②ため池廃止事業 対象事業費の 2/3 ③開水路改修事業 対象事業費の 90%	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・ 事業費の妥当性がわかる資料 (見積書など)</li> </ul>		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号の 4～7		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・ 請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul>		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7 号～13 号		
⑦ 関連法令等		

⑧ 特記事項

- ・国や県等の補助事業の採択要件を満たす工事は、補助対象外とする。
- ・工事に伴う調査設計については、補助対象外とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-06	土地改良施設維持管理適正化事業	農政計画課
① 事業内容	施設機能の保持と耐用年数の確保ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成と図ることを目的とし、数年に一度行うような土地改良施設の整備補修に際し、土地改良区等が5年に分けて均等に事業費の一部を積み立て、国の補助制度を活用するものに対して、一定の助成を行う。	
② 事業対象者	土地改良区等	
③ 事業費	1 工事あたり 200 万円以上 (予算の範囲内)	
④ 補助率	国庫補助対象事業費の 10% (地元 30% 国 30% 県 30%)	
⑤-1	補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・ 事業費の妥当性がわかる資料 (見積書など)</li> <li>・ 国からの交付金の交付決定がわかる資料</li> </ul>	
-2	補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 11 号の 4～7	
⑥-1	補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・ 請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul>	
-2	補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 15 号～21 号	
⑦ 関連法令等	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱・要領	
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 4 条及び附則第 2 条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。</li> <li>・ 土地改良施設維持管理適正化事業のうち、整備補修事業のみを補助の対象とする。</li> </ul>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-07	農業用ため池管理者賠償責任保険 加入促進事業	農政計画課
① 事業内容	農業用ため池管理者賠償責任保険（以下「ため池保険」という）新規及び継続加入を行うため池管理者を支援し、加入促進を図る。	
② 事業対象者	ため池保険に新規加入及び継続加入を行うため池管理者。ただし、以下に掲げる事項を要件とする。 ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出された農業用ため池の管理者であること。 ・市内に受益がある農業用ため池の管理者であること。 ・ため池保険に再加入を行うため池の管理者ではないこと。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>【新規】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から次年度還付予定額相当（300円）を相殺した額の100%を上限</p> <p>【継続】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から還付金を相殺した額の40%を上限</p> <p>※同一農業用ため池の場合、新規加入に対する補助は1度限り、継続加入に対する補助は2度を上限とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額の根拠がわかる資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式11号の4～7		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の支払額がわかる資料</li> <li>補助対象ため池がわかる資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第15号～21号		
⑦ 関連法令等	農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業実施要領	

⑧ 特記事項

事業対象者は②に掲げるため池管理者であるが、本事業の実施主体は「兵庫六甲農業協同組合」とし、その事業スキームは実施要領別記1に掲げるとおりとする。

別表 1

事業コード	事業名：	所管課
04-08	スマート農業等導入支援事業	農政計画課
① 事業内容	<p>農作業の省力化・効率化を目的とする、次に掲げる機械・設備の導入を支援する。</p> <p>(1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）</p> <p>(2) 多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）</p> <p>(3) ドローン（農薬・肥料散布等、農業での使用に限る）</p> <p>(4) アシストスーツ（農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る）</p>	
② 事業対象者	<p>事業対象者は次に掲げるいずれかとする。</p> <p>(1) 市内の集落営農組合</p> <p>(2) 市内で農業を営む農業法人</p> <p>(3) 市が認定する認定農業者又は認定新規就農者（応募時点で認定有効期間である場合に限る）</p>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>補助率50%以内、補助金上限額300千円（千円未満は切捨て）とする。ただし、第3-(2)水管理システムを導入する場合は、1台あたりの補助金上限額は100千円とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	「スマート農業等導入支援事業実施要領」に掲げる実施計画書	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第2号～第3号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	納品書、事業費を支払ったことを証する書類の写し	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第7号～第13号	
⑦ 関連法令等	スマート農業等導入支援事業実施要領	
⑧ 特記事項	<p>予算を上回る応募があった場合は、予算の範囲内において補助率及び補助金額を減額する場合がある。</p>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-09	農業生産資材高騰緊急対策支援事業	農水産課
① 事業内容	<p>(1) 「こうべハーベスト」(園芸用・水稲一発型)の肥料本体代  (2) 令和4年11月1日から令和5年2月28日までに施設園芸作物(野菜、果樹、花き)の加温に使用するために購入したA重油及び灯油  (3) 上記(1)(2)の補助金を支払うために必要な振込手数料</p>	
② 事業対象者	<p>次に掲げる要件を満たすものを事業の対象とする。</p> <p>(1) 下記補助率の①については、神戸市内で市民農園を開設・運営している農園管理者  下記補助率の②, ③については、神戸市内に住所を有し、第三者に農産物の販売を行っている農業者(法人を含む)・集落営農組織。ただし、要領制定時点で認定されている認定農業者か認定新規就農者、および、農業に参入している福祉事業を行っている法人(以下「認定新規就農者等」という。)については、神戸市内に住所を有するか、または、神戸市内に経営している農地があること。</p> <p>(2) 神戸市内に住所を有し、A重油及び灯油により施設園芸作物(野菜、果樹又は花き)を加温栽培している農業者(法人を含む)</p> <p>(3) 事業実施主体</p>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>補助率及び補助金額は下記のとおりとし、(1)(2)の各予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) ①市民農園で使用する園芸用こうべハーベストについて、補助対象の上限は「農業生産資材高騰緊急対策支援事業実施要領」に定めるとおりとし、令和4年6月24日から令和5年1月末までに事業対象者が購入したものを補助対象とする。</p> <p>②園芸用こうべハーベストは、①を除いた園芸作物の作付面積10aあたり8袋相当額を補助対象の上限とし、令和4年6月24日から令和5年1月末までに事業対象者が購入したものを補助対象とする。ただし、認定新規就農者等については、作付面積10aあたり8袋相当額を補助を補助対象とする。</p> <p>③水稲一発型こうべハーベストは、令和4年産学校給食用米の作付面積10aあたり2袋相当額を補助対象の上限とし、令和4年産として学校給食に出荷されるきぬむすめの栽培のために使用されたものを補助対象とする。</p> <p>(2) A重油及び灯油の1リットルあたり購入単価から基準単価(令和4年度農林水産省「施設園芸セーフティネット構築事業」基準価格)を差し引いた差額の2分の1を補助単価の上限とし、事業対象者の購入数量を乗じた補助金額を補助する。ただし、補助単価は基準単価の35%を上限とする。</p> <p>(3) 事業に要する経費を上限とする。</p>	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号、第4号	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	

-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）  
様式第 7 号～第 13 号

⑦ 関連法令等

農業生産資材高騰緊急対策支援事業実施要領

⑧ 特記事項

本事業の実施主体は、こうべハーベストを用いた栽培指導から普及啓発・販売を唯一行う「兵庫六甲農業協同組合」とする。

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-10	産地パワーアップ事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	地域一丸となって低コスト化や収益力強化に取り組む産地に対し、農業機械等のリース導入、果樹の改植、そして集出荷施設の整備などの取組みを支援します。	
②事業対象者	神戸市農業活性化協議会が策定する「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者（個人、団体）等 （詳細は実施要綱別表 I 又は II 参照）	
③事業費 (補助金額)	下記補助率に加え、実施要領別紙 1 又は別紙 2 において別途上限事業費が定められている。	
④補助率	50%以内 （詳細は実施要綱別表 I 又は II 参照） ただし、⑧特記事項に定める条件を満たし、特に市が認める場合のみ、市は、国・県の補助額と合わせた金額が事業費の 3 分の 2 以内となるよう補助できるものとする。なお、随伴補助額は市の予算の範囲内とする。	
⑤-1	補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 取組主体事業計画書（実施要領第 10 の 3 関係）等	
-2	補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 2 号	
⑥-1	補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	
-2	補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7 号～第 13 号，様式第 19 号	
⑦関連法令等	(1) 産地パワーアップ事業実施要綱 (2) 産地パワーアップ事業実施要領 (3) 産地パワーアップ事業事務処理要領 (4) 産地パワーアップ事業費補助金交付要綱	
⑧特記事項	市が随伴する際の条件は以下のとおりとする。 1 事業主体が農業者団体であること。 2 事業対象施設が共同集出荷施設であること。 3 対象作物が園芸作物（花き・野菜・果樹）であること。 4 公共事業による移転に伴う再整備など、市が特に認めるものであること。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-11	県指定産地整備事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	<p>1. 補助対象施設等 次に掲げる機械施設を整備する場合に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(1) かんがい排水施設 (2) 生産管理用機械 (3) 生産管理用施設 (4) 集出荷用機械施設 (5) 流通改善施設 (6) (3)び(4)の附帯施設 (7) 特認施設</p> <p>2. 事業要件 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業対象野菜が、県指定産地指定事業における振興品目、準振興品目として登録された品目であること。 (2) 県指定産地指定事業における産地育成計画に記載してある事業であること。 (3) 園芸用ハウスの整備にあつては使用済プラスチックの回収による適正処理の実施が確実と見込まれる産地であること。 (4) 対象野菜1品目当たりの年間出荷数量の県内出荷率が80%以上であること。 (5) 兵庫県認証食品として認証されている若しくは認証されることが確実であること。</p>	
②事業対象者	<p>(1) 農業協同組合 (2) 次に掲げる要件をすべて備えた農業者で組織する団体 ア. 代表者の定めがあること。 イ. 組織戸数は3戸以上であること。 ウ. 組織及び運営に関する規約があること。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の1/3以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)	<p>県指定産地整備事業実施計画書〔野菜産地育成推進事業実施要領第3の2関係(様式第8号)〕、 見積書、図面、位置図等</p>	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	<p>出来高設計書等 事業費を支払ったことを証明する書類の写し</p>	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	野菜産地育成推進要綱、野菜産地育成推進事業実施要領	
⑧特記事項	<p>本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、野菜産地育成推進要綱に基づく。</p>	



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-12	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	<p>1. 事業対象施設等 次に掲げる機械施設を整備する場合に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(1)生産管理用施設（園芸用施設等） (2)生産管理用機械等（播種機、移植機、収穫機、鮮度保持包装機、予冷库等） ※ただし、生産管理用施設と同時に整備するときのみ対象とする。 (3)(1)の付帯設備 (4)その他</p> <p>2. 事業要件 (1)次に掲げる全ての要件を満たすこと若しくは取組が確実と見込まれること。 ア. 整備する生産管理用施設の面積が概ね3,000㎡以上であること。 (ただし、実施地区は野菜指定産地の範囲を基準とする。) イ. 環境創造型農業（※1）に取り組むこと。 ウ. 国が定めるガイドラインレベル（※2）のGAPに取り組むこと エ. 使用済プラスチックの回収による適正処理を行うこと。 オ. 事業主体を含む産地全体での施設園芸推進について検討する場が設置されていること。 ※1 環境創造型農業：土づくりを基本に化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行の30%以上低減する生産方式 ※2 ガイドラインレベルGAP：国が実施を奨励すべき取組のGAPの共通基盤（法令上の義務項目は100%、法令上の義務以外の項目の8割以上を満たしていること） (2)品目ごとに設定する県が開発又は推奨する技術等（⑧特記事項参照）のいずれかひとつ以上を導入すること。</p>	
②事業対象者	<p>(1) 農業協同組合 (2) 次に掲げる要件をすべて備えた農業者で組織する団体 ア. 代表者の定めがあること。 イ. 組織戸数は3戸以上であること。 ウ. 組織及び運営に関する規約があること。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の1/3以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	見積書、図面、位置図等	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第2号の4～7	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	出来高設計書等 事業費を支払ったことを証明する書類の写し	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第7号～第10号、第12号～13号	
⑦関連法令等	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業実施要領	
⑧特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業実施要領に基づく。</li> <li>事業対象となる生産管理用施設及び機械等は別表（個票）1-1を基準とする。</li> <li>県が開発又は推奨する技術等は、別表（個票）1-2に定める。</li> </ul>	

別表（個票） 1－1（ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業）

事業の内容	工種又は施設区分 (構造・企画・能力等)	事業量 単位	備考
1. 生産管理用施設	園芸用ハウス	㎡	(1) 事業内容が「強い農業づくり交付金」の対象事業となる場合は、本事業の補助対象外とする。  (2) 補助対象とする施設の整備に必要な工賃は、補助対象経費に含めることができる。
2. 生産管理用機械等	播種機 移植機 収穫機 鮮度保持包装機 予冷庫	台 台 台 基 基	(1) 生産管理用施設と同時に整備するときのみ対象とする。
3. 1の附帯設備			
4. その他	上記1、2以外で、安定的生産体制の確立や農産物の高品質化に必要な施設・機械等		(1) 通い容器等の消耗品的な資材導入は対象外

別表（個票） 1 - 2 （ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業）

県が開発又は推奨する技術等

品 目	内 容
トマト	環境制御技術※ 例：ヒートポンプ冷暖房、細霧冷房、パット&ファン冷房、 苗テラス（閉鎖型育苗装置）等
いちご	タフナレイ
	新品種いちご（「あまクイーン」「紅クイーン」）
	兵庫方式高設栽培システム
	兵庫方式底面給水システム
葉物野菜	鮮度保持包装出荷

※ 環境制御技術とは、温度、湿度、CO<sub>2</sub>、光、風等を観測し、そのデータに基づき環境を制御する技術

別表 1 (個票)

事業コード 04-13	事業名： 「食都神戸」実践モデル活動支援事業	所管課 農水産課
①事業内容	<p>市民や市内事業者の地産地消の取り組み拡大や、農漁業や食に対するリテラシーの向上など、食都神戸の推進につながる実践的なモデル活動を支援します。</p> <p>&lt;対象メニュー&gt;</p> <p>(メニュー1) 市民が地産地消にアクセスできる機会の拡大につながる活動</p> <p>(メニュー2) 市内の農漁業や食の学びにつながる活動</p> <p>(メニュー3) アーバンファーマーミング(都市地域で農を体験すること)の拡大につながる活動</p>	
②事業対象者	<p>対象者は、次の通りとする。</p> <p>(メニュー1) 市内農漁業者、又は市内農漁業者と連携する民間事業者等</p> <p>(メニュー2) 市内農漁業者、又は市内農漁業者と連携する民間事業者等</p> <p>(メニュー3) 市内拠点を有する民間事業者・協議会・組合・任意団体等</p>	
③事業費	<p>予算の範囲内</p>	
④補助率	<p>(メニュー1)</p> <p>事業に要する経費の1/2以下の額(1事業あたりの上限500千円)</p> <p>(メニュー2)</p> <p>事業に要する経費の1/2以下の額(1事業あたりの上限200千円)</p> <p>(メニュー3)</p> <p>事業に要する経費の1/2以下の額(1事業あたりの上限200千円)</p> <p>※審査の結果、補助金額が減額となる場合がある。</p> <p>※補助金額は、千円未満切り捨てとする。</p>	
<p>⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)</p> <p>「食都神戸」実践モデル活動支援事業実施要領 別紙様式1号～5号</p>		
<p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)</p> <p>様式第2号</p>		
<p>⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>「食都神戸」実践モデル活動支援事業実施要領 別紙様式2号</p>		
<p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)</p> <p>様式第7号～第13号</p>		
<p>⑦関連法令等</p>		
<p>⑧特記事項</p> <p>(1)事業の詳細や採択については、「食都神戸」実践モデル活動支援事業実施要領に定める。</p> <p>注)これまで採択を受けたことのある事業者は、以前に採択を受けた内容と同一の事業内容で申請することはできないものとする。</p>		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-14	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・果樹)	農水産課
①事業内容	<p>農産物の高品質化・高付加価値化，低コスト化等，産地競争力の強化を図るため，農業者の組織する団体等が行う生産対策を補助することにより，多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する。</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証・試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 担い手育成活動 (7) 啓発活動</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 受益農家が3戸以上であること (2) 兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定める実施基準を満たしていること</p>	
②事業対象者	農業協同組合，農事組合法人，農事組合法人以外の農業生産法人，その他農業者の組織する団体，知事が特別に認める団体等	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	対象事業費の1/2以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	元気な農業づくり推進対策実施要領に定める計画書，事業実施団体の定款・規約等	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号の2，4～7	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	納品書・請求書または事業費を支払ったことを証明する書類の写し，事業の記録 (写真等)	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第13号，様式第19号	
⑦関連法令等	<p>元気な農業づくり推進対策実施要領 (兵庫県 平成21年3月25日付畜第2293号兵庫県農政環境部通知)</p>	
⑧特記事項	対象事業・実施基準等は，兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定めるとおりとする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-15	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・花き)	農水産課
①事業内容	<p>農産物の高品質化・高付加価値化，低コスト化等，産地競争力の強化を図るため，農業者の組織する団体等が行う生産対策を補助することにより，多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する。</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) 協議会の開催</p> <p>(2) 行動計画の作成</p> <p>(3) 調査の実施</p> <p>(4) 実証・試験の実施</p> <p>(5) 技術の普及</p> <p>(6) 担い手育成活動</p> <p>(7) 啓発活動</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 受益農家が3戸以上であること</p> <p>(2) 兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定める実施基準を満たしていること</p>	
②事業対象者	農業協同組合，農事組合法人，農事組合法人以外の農業生産法人，その他農業者の組織する団体，知事が特別に認める団体等	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	対象事業費の1/2以内	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 事業実施団体の定款・規約等	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の4～7	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 納品書・請求書または事業費を支払ったことを証明する書類の写し，事業の記録（写真等）	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	<p>元気な農業づくり推進対策実施要領</p> <p>(兵庫県 平成21年3月25日付畜第2293号兵庫県農政環境部通知)</p>	
⑧特記事項	対象事業・実施基準等は，兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定めるとおりとする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-16	ひょうごの花づくり推進事業 (高品質等生産施設等整備事業)	農水産課
①事業内容	<p>消費者ニーズに対応した花き生産を推進するため、高品質、多収生産、省力化、低コスト、環境負荷軽減等の技術導入に必要な機械・設備の整備を支援する。</p> <p>1 事業内容 次に掲げる機械・施設等を整備する場合に必要な経費について補助を行う。 (1) 共同利用施設 (2) 共同利用機械</p> <p>2 事業要件 次に掲げる全ての要件を満たす地区であること。 (1) 対象品目の栽培面積が原則として0.1ha以上5ha未満であること (2) 事業実施計画に掲げる達成目標(兵庫県「ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領」別表に基づく)が適正と見込まれること</p>	
②事業対象者	<p>1 農業協同組合 2 営農集団</p> <p>なお、営農集団とは、3戸以上の農家等で組織され、組織及び運営に関する規約があり、その中で代表者の定めがある団体とする。また、営農集団が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していなければならない。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	<p>総事業費の3分の1以内</p> <p>ただし、⑧特記事項に定める条件を満たし、特に市が認める場合のみ、市は、国・県の補助額と合わせた金額が事業費の3分の2以内となるよう補助できるものとする。なお、随伴補助額は市の予算の範囲内とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類) 見積書・設計書等、設備・機械管理運営規程、規約等		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号の4～7		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 出来高設計書、財産管理台帳、完成写真、 事業費を支払ったことを証明する書類の写し等		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) 様式第7号～第10号、第12号～13号		
⑦関連法令等 ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領 (兵庫県平成23年4月1日付農園第1056号)		
⑧特記事項 ・本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領		

質等生産施設整備事業) 実施要領に基づく。

- ・事業対象となる施設・機械及び達成目標については、兵庫県の定める「ひょうごの花づくり推進事業（高品質等生産施設整備事業）実施要領」別表の基準に基づくものとする。
- ・市が随伴する際の条件は以下のとおりとする。
  - 1 事業主体が農業者団体であること。
  - 2 事業対象施設が共同集出荷施設であること。
  - 3 対象作物が園芸作物（花き・野菜・果樹）であること。
  - 4 公共事業による移転に伴う再整備など、市が特に認めるものであること。



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-17	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業	農水産課
①事業内容	<p>(1) 試験研究費 (種苗の導入、研究機関への委託、分析診断費等)</p> <p>(2) 事例調査費 (先進地の調査等)</p> <p>(3) 技術習得費 (専門家への謝礼、研修費等)</p> <p>(4) 設備導入費 (農機具、簡易な設備、農業資材の導入費等)</p> <p>※ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費、その他市長が適切でないと認める経費は除く。</p>	
②事業対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすもの又は特に市長が認めるものとする。</p> <p>(1) 神戸市内でワイン専用ブドウを生産している農業者が加入する法人、または複数の法人で構成される協議会・任意団体等。</p> <p>(2) 神戸市内で醸造されるワインの原材料として生産したワイン専用ブドウを提供していること。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	事業の 50%以内	
⑤-1	補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) 神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領 別紙様式第 1～4 号	
-2	補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号	
⑥-1	補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	
-2	補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7～13、19 号	
⑦関連法令等	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領	
⑧特記事項		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-18	新たな戦略的拡大品目推進事業	農水産課
①事業内容	<p>戦略的拡大品目の生産拡大・品質向上・ブランド化に資する事業のうち、次に掲げる経費を補助する。</p> <p>(1) 設備導入費：生産拡大や品質向上に資する資材及び設備の導入にかかる経費（支柱、被覆資材等の農業資材、灌水設備等の農業設備）</p> <p>(2) 販路開拓費：ブランド化など新たな販路開拓に要する経費（外箱、梱包、ロゴ、出展料等）</p> <p>(3) 試験調査費：栽培や輸送、加工などに関する新たな取組みの試験や調査、研修にかかる経費（品種導入、輸出試験、専門家への謝礼等）</p> <p>(4) 苗木導入費：生産拡大、品質向上を図るための更新、及び耐病性品種、または新品種の導入に伴う苗木購入の費用（同一品種での更新の場合には、早期成園化を図るための栽培法の変更や面積の拡大により、苗木本数が5%以上増加する場合に限る）</p> <p>ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費など市長が適切でないとする経費は対象外とする。</p>	
②事業対象者	<p>補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。</p> <p>(1) 神戸市内に住所を有し、戦略的拡大品目の生産に携わっている農業者団体とする。ただし、「農業者団体」とは、3名以上の農業者で構成され、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。</p> <p>(2) 次に掲げる成果目標から1つを選択し、達成することが見込まれること。</p> <p>[成果目標]</p> <p>(1) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の生産量又は出荷量の5%以上の増加</p> <p>(2) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の作付面積の5%以上の増加</p> <p>(3) 実施年度の翌年度から3年以内に、生産者（団体員数）を10%以上、または3人以上の増加。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	<p>総事業費の50%以内（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>（1事業主体あたり上限1,000千円、最低総事業費200千円）</p>	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領 第1号、第2号	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第1号、2号、3号 （申請様式については、「新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領」にて定める）	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 納品書、または事業費を支払ったことを証明する書類の写し	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第10号、第12号～13号	
⑦	関連法令等	
⑧	特記事項 本事業実施の取扱については、新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領に基づく。	

別表 1 (個票)

事業コード 04-19	事業名： 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 先進的農業経営確立支援タイプ 地域担い手育成支援タイプ (融資主体補助型)  [国事業]	所管課 西・北農業振興センター
① 事業内容	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に定めるとおり	
② 事業対象者	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に定めるとおり	
③ 事業費 (補助金額)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に定めるとおり	
④ 補助率	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に定めるとおり【但し、⑦特記事項欄に掲げる条件を満たす場合は、事業費の20%以内を市より上乗せ助成する】	
⑤ -1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に定める支援計画		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 融資金額がわかる書類(融資決定通知書等)		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) 様式第7号～第13号, 様式第19号		
⑥ 連法令等 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱		
⑦ 特記事項 事業対象者、事業費、実施基準等は、農林水産省「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」に定めるとおりとする。 導入する農業機械等の規模については、兵庫県が定める農業機械導入ガイドラインを参照すること。 【市が上乗せ助成を実施する要件】 2年以内に広域集落営農組合として法人化したか、または法人化すること		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-20	神戸産米生産拡大支援事業	西・北農業振興センター
① 事業内容	<p>学校給食用米等の作付け拡大による担い手の安定した販路確保や稲作経営の効率化を推進するため、兵庫六甲農業協同組合（以下「事業者」という。）が学校給食用米等出荷者に対して交付する交付金に対して補助する。また、耕作放棄地の減少を図るため、休耕田で学校給食用米等を作付けた場合等に交付金を上乗せする。</p>	
② 事業対象者	<p>補助金の交付対象者は事業者であり、事業者は下記要件をすべて満たす者（以下「生産者」という。）に交付金を交付する。</p> <p>(1) 事業者との間で学校給食用米等を 136 袋以上契約していること。契約品種は、きぬむすめ、ヒノヒカリ、キヌヒカリとする。</p> <p>(2) 水田経営面積に対して、水稻作付率が 70 パーセント以上であること。</p>	
③ 事業費	<p>予算の範囲内</p>	
④ 補助率	<p>次に掲げる額の 1/2 を限度とする。なお、事業者は補助金の同額以上を上乗せして生産者に交付する。</p> <p>(1) 玄米 1 袋（30 キログラム）あたり 250 円 ただし、交付対象の上限を作付面積 10 アールあたり 17 袋（510 キログラム）とする。</p> <p>(2) 休耕田への作付 1 アールあたり 1,000 円 休耕田は、過去 2 年間作付けがない水田とする。</p> <p>(3) 野菜から契約品種米への作付 1 アールあたり 1,000 円 前年度野菜を作付していた農地に契約品種米を作付 ただし、契約品種面積が昨年度より増加した面積を対象とする。</p> <p>(4) 飼料用米から契約品種米への作付 1 アールあたり 1,000 円 前年度飼料用米を作付していた農地に契約品種米を作付 ただし、契約品種面積が昨年度より増加した面積を対象とする。</p> <p>(5) 山田錦からキヌヒカリへの作付 1 アールあたり 1,000 円 前年度山田錦を作付していた農地にキヌヒカリを作付し、契約品種米面積が前年度より増加した面積を対象とする。</p> <p>なお、令和 4 年度限定で、令和 3 年産に山田錦からキヌヒカリに作付した農地も対象とし、契約品種面積が令和 2 年産より増加した面積も対象とする。</p>	

<p>⑤ -1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食用米等出荷契約書の写し、要件達成確認資料</li> </ul>
<p>-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第 11 号の 3～7、様式第 28 号</li> </ul>
<p>⑥ -1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷数が確認できる資料、事業者から生産者へ交付済みの交付金額が確認できる資料</li> </ul>
<p>-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第 15 号～第 21 号、様式第 26 号</li> </ul>
<p>⑦ 関連法令等</p>
<p>⑧ 特記事項</p>

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-21	農業経営スマート化促進事業〔県事業〕	西・北農業振興センター
①事業内容	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
②事業対象者	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
③ 事業費	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
④ 補助率	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり 【但し、⑧特記事項欄に掲げる条件を満たす場合は、事業費の20%以内を市より上乗せ助成する】	
⑤	-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 農業経営スマート化促進事業実施要領に定める事業計画書	
	-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の3～7	
⑥	-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	
	-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	農業経営スマート化促進事業実施要領	
⑧特記事項	<p>事業対象者、事業費、実施基準等は、兵庫県「農業経営スマート化促進事業実施要領」に定めるとおりとする。</p> <p>導入する農業機械等の規模については、兵庫県が定める農業機械導入ガイドラインを参照すること。</p> <p>【市が上乗せ助成を実施する要件】</p> <p>2年以内に広域集落営農組合として法人化したか、または法人化すること</p>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-22	経営所得安定対策等推進事業	西・北農業振興センター
①事業内容	経営所得安定対策等の推進	
②事業対象者	神戸市農業活性化協議会	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の100%以内	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 経営所得安定対策等推進事業実施要綱に規定する地域推進活動計画、年間スケジュール	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の3～7	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱に規定する地域推進活動実施状況報告、年間実績	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	経営所得安定対策等推進事業実施要綱、同事業費補助金交付要綱	
⑧特記事項	第8条（申請内容の変更等）(1)(ア)については、実施要綱第5の2(3)③に変わる。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-23	市内産農産物の PR 及び地産地消の推進等の支援事業	西・北農業振興センター
①事業内容	町単位以上の広域な取組みであって、市内で生産される農産物及びその加工品の生産拡大に向けた PR イベント、地産地消の推進に向けた交流活動について補助する。	
②事業対象者	(1) 5 戸以上の農業者で組織する任意の団体 (生産部会等) (2) その他前項に準じた団体と市長が認めたもの	
③事業費 (補助金額)	補助金額は 500 千円を上限とする。	
④補助率	1 / 2 以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) 事業様式第 1 号、規約、構成員名簿、口座が確認できる書類 (通帳の写し等)		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7 号～第 13 号、様式第 19 号		
⑦関連法令等 市内産農産物の PR 及び地産地消の推進等の支援事業実施要領		
⑧特記事項 当該年度に類似の目的の支援を受けている場合は支援対象外とする。		



別表 1

事業コード	事業名：	所管課
04-24	農業経営力向上支援事業	西・北農業振興センター
① 事業内容	集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入を支援することによって、農業経営の改善を図る。	
② 事業対象者	次の要件をすべて満たす集落営農組織。 ア. 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行う者。 イ. 組織の代表者および規約の定めがあるもの。 ウ. 収支を組織専用の口座で管理していること。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	総事業費の50%以内（補助額上限1,000千円）	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	「農業経営力向上支援事業実施要領」に掲げる実施計画書	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第2号～第3号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	納品書、事業費を支払ったことを証する書類の写し	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第7号～第13号	
⑦ 関連法令等	農業経営力向上支援事業実施要領	
⑧ 特記事項		

別表 1 (個票)

事業コード 04-25	事業名： 家畜衛生防疫等対策事業	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1)畜舎環境改善のため、農家が実施する殺菌剤、殺虫剤、乾燥剤等の共同購入の経費に対する助成</p> <p>(2)家畜の伝染性疾病（豚熱、炭そ、牛ウイルス性下痢症等）対策として農家実施するワクチン接種経費に対する助成</p> <p>(3)腸管出血性大腸菌（O-157）対策として農家が共同購入する生菌製剤（ボバクチン）の経費に対する助成</p> <p><b>【特定家畜伝染病発生時の緊急補助(以下、緊急補助)】</b></p> <p>(4)市内畜産農家における特定家畜伝染病発生時のまん延防止対策に要する経費に対する助成。対象となる疾病および緊急時の定義について別表1に、補助対象となる薬剤については別表2に定める。</p>	
② 事業対象者	<p>(1)兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。</p> <p>(2)兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。</p> <p>(3)兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で養豚経営を営むもの。</p> <p>(1)～(3)のいずれか</p> <p><b>【緊急補助】</b></p> <p>上記のほか、別表3の頭羽数以上の家畜を市内で飼養するもの。</p>	
③ 事業費	<p>ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内</p>	
④ 補助率	<p>事業経費の30%（50%）以内とする。</p> <p><b>【緊急補助】</b></p> <p>50%以内とする。ただし上限額は別表4に定める。</p>	
⑤ -1	<p>補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p>	
-2	<p>補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第2号の4、6、7</li> </ul>	
⑥-1	<p>補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者選定理由が分かる書類（事業(1)のみ）</li> </ul>	
-2	<p>補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第7～13号</li> </ul>	

⑦関連法令等

- ・家畜伝染病予防法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

⑧特記事項

- ・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。
- ・複数の事業主体から申請があり、その補助申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額を各団体の事業費で按分した額を、各団体への補助額とする。
- ・本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当することがあり、充当する場合は④補助率欄記載の（ ）の範囲内で補助金を支出する。

【緊急補助】

- ・本事業を行う事業主体は、(1)事業対象となる個人または法人、もしくは(2)兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。ただし、(1)と(2)で重複して申請することはできない。
- ・補助回数は各疾病において1農家につき1年度1回までとする。

別表1 緊急補助の対象疾病および緊急時の定義

豚熱	神戸市内で豚熱等に感染した野生イノシシが確認された場合。
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	神戸市内または近郊で、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ感染鳥（家きん・野鳥）が確認された場合。
口蹄疫	国内で口蹄疫が発生した場合。

別表2 緊急補助の補助対象薬剤

豚熱	消石灰、逆性せっけん
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	消石灰、逆性せっけん
口蹄疫	消石灰、炭酸ナトリウム

別表3 緊急補助の対象となる家畜の飼養状況

牛	2頭以上
めん羊・山羊	6頭以上
豚	6頭以上
鶏・あひる	100羽以上
だちょう	10羽以上

別表4 緊急補助の事業費（1農家あたりの補助上限額）

飼養規模（市内で飼養する頭数）			補助上限額
牛・めん羊・山羊	豚	家きん	
～99頭	～199頭	～999羽	10千円
100頭～	200頭～	1,000羽～	15千円
1,000頭～	2,000頭～	5,000羽～	40千円
3,000頭～	5,000頭～	10,000羽～	80千円

別表 1 (個票)

事業コード 04-26	事業名： 優良乳用牛確保対策事業	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	酪農の経営安定に資することを目的とし、以下の経費を助成する。 <b>【Ⅰ. 優良乳用後継牛導入経費】</b> ① 対象経費は後継牛導入に係る輸送費及び輸送保険料とする。 ② 事業の対象となる優良乳用後継牛(雌牛)は次のとおりとする。 1) おおむね 18 ヶ月齢以上とする 2) 血統登録の証明書を持った牛とする 3) おおむね 3 年間以上の良好なる飼育管理を受けるものとする <b>【Ⅱ. 乳用牛預託育成経費】</b> ① 対象経費は乳用牛預託下牧に係る輸送費及び輸送保険料とする。 ② 事業の対象となる乳用牛は未經産牛とする。	
② 事業対象者	兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の 30%以内とする。	
⑤ -1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) ・様式第 2 号の 4～7		
⑥ -1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) ・様式第 7 号～第 13 号		
⑦ 連法令等		
⑧ 特記事項	本事業を行う事業主体は、兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合とする。 複数の事業主体から申請があり、その補助申請額が予算額を超える場合は、予算額を各団体の事業費で按分した額を、各団体への補助金とする。 (事業経費の 30%以内)	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-27	堆肥あっせん事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>畜産農家と耕種農家を有機的に結び、地力の維持向上を図るとともに畜産公害を防止することを目的として、事業主体が実施する堆肥あっせん事業に対し、実務費として事務費実費相当分の一部を助成する。</p>	
② 事業対象者	市内の耕種農家及び畜産農家等	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	定額 (予算の範囲内)	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥販売、購入費積算根拠資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第 2 号の 3～7</li> </ul>	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第 7 号～第 13 号</li> </ul>	
⑦ 関連法令等	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	
⑧ 特記事項	本事業を行う事業主体は、一般財団法人神戸農政公社とする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-28	但馬牛受精卵移植支援事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1) 酪農家による但馬牛の受精卵移植により、優良な肥育素牛確保と酪農経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 支援内容は、受精卵代金及び移植経費、妊娠鑑定経費等とする</p> <p>(3) 年度内に購入した受精卵を用いて年度内に移植する際に要した経費を支援の対象とする。</p> <p>(4) 対象受精卵は兵庫県内で生産された但馬牛受精卵とする。</p> <p>(5) 同一牛への移植については、年間2回までを補助対象とする。</p>	
② 事業対象者	兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の30%以内とする。	
⑤	-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	
⑤	<p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第2号の4、6、7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>受精卵移植証明書の写し</p> <p>受精卵証明書の写し</p>	
⑥	<p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第7～13号</p>	
⑦ 関連法令等	家畜改良増殖法	
⑧ 特記事項	事業主体は、兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合とする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-29	畜産クラスター事業	西農業振興センター
①事業内容	国の畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）により規模拡大を行う農家に対して国庫補助金を交付する。	
②事業対象者	1 神戸市畜産クラスター協議会の構成員 2 事業実施について国から承認を得た者  上記1、2をすべて満たす者	
③事業費	国の定める基準による	
④補助率	50%（但し、国の定める基準による）	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	畜産クラスター事業に係る国への申請書類一式	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第2号の3～7	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類）	畜産クラスター事業に係る国への報告書類一式	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第7号～第13号	
⑦関連法令等		
⑧特記事項	本事業を行う事業主体は、神戸市畜産クラスター協議会とする。	



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-30	市内流通促進交付金	西農業振興センター
① 事業内容	<p>神戸市中央卸売市場西部市場への出荷促進及び肉牛農家の経営を安定向上させることを目的とし、次の各号のすべてに該当する肉牛を事業の対象とする。</p> <p>(1) 市内において5ヶ月以上飼育を行った但馬牛</p> <p>(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に神戸市中央卸売市場西部市場でと畜された但馬牛</p>	
② 事業対象者	<p>兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で但馬牛の肥育経営を営むもの。</p>	
③ 事業費	<p>ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内</p>	
④ 補助率	<p>1頭当たり10,000円(30,000円)を上限とする。</p>	
<p>⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)</p> <hr/> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)</p> <p>・様式第2号の3~7</p>		
<p>⑤ -1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>・市場への出荷を確認できる書類(個体識別番号、と畜日等)</p> <p>※兵庫六甲農業協同組合を通じて出荷していない牛については、別紙の様式で出荷牛を報告すること。(同様の任意様式も可)。</p> <hr/> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)</p> <p>・様式第7号~第13号</p>		
<p>⑦関連法令等</p>		
<p>⑧特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合とする。</li> <li>・事業を行う事業主体は、事業にかかる牛の台帳を備え、牛の購入、出荷等の証拠書類を整理し、5年間保存しておかなければならない。</li> <li>・本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当する場合があります、充当する場合は④補助率欄記載の( )の範囲内で補助金を交付する。</li> </ul>		



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-31	家畜暑熱対策支援事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1)暑熱ストレスによる乳用牛および肉用牛の生産性の低下を防ぐため、事業主体が実施する暑熱対策（牛舎への換気扇の設置）にかかる経費を助成する。</p> <p>(2)支援内容は、本体購入費及び送料とする。</p> <p>(3)支援対象は、飼養頭数が 80 頭未満の農家は 2 台まで、80 頭以上の農家は 3 台までとする。</p>	
② 事業対象者	<p>(1)兵庫六甲農業協同組合の組合員かつ市内在住者で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。</p> <p>(2)兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。</p> <p>(1)～(2)のいずれか</p>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の 20 %以内とする。	
<p>⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書（総額が税込 10 万円以上の場合は 2 社以上）</li> <li>・設備パンフレット又は仕様書等（設備の内容がわかる書類）</li> </ul>		
<p>-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 2 号の 4、6、7</li> </ul>		
<p>⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所がわかる図面等（見取り図）</li> <li>・設備の写真</li> </ul>		
<p>-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第 7 号～第 13 号</li> </ul>		
<p>⑦関連法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律</li> </ul>		
<p>⑧特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合もしくは事業対象となる個人または法人とする。</li> <li>・申請期間は令和 4 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までとし、複数の申請がありその補助申請額合計が予算を超える場合は、予算額を対象者の事業費で按分した額を、各事業対象者への補助額とする。（事業経費の 20 %以内）</li> <li>・申請期間以降も予算の範囲内で申請を受け付けるが、先着順とする。</li> <li>・補助金交付から 7 年以内に設備を処分する場合、補助金の全額若しくは一部を返還しなければならない</li> </ul>		

別表 1 (個票)

事業コード 04-32	事業名： 市内産但馬牛出荷導入促進交付金	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	神戸市内での但馬牛の一貫生産体制を強化し、安定的な神戸ビーフの生産に繋げることを目的とし、次の号に該当する場合に助成を行う。 (1) 市内繁殖農家が但馬家畜市場へ但馬牛を出荷した場合 (2) 家畜市場に上場した市内産但馬牛を市内肥育農家が肥育素牛として導入した場合	
② 事業対象者	兵庫六甲農業協同組合の組合員で、事業内容(1)については、市内で但馬牛の繁殖経営を営むもの。事業内容(2)については、市内で但馬牛の肥育経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	(1)出荷素牛1頭当たり20,000円を上限とする。 (2)導入素牛1頭当たり20,000円を上限とする。	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) ・様式第2号の3~7		
⑤ -1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・別紙報告書(同様の任意様式可)		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) ・様式第7号~第13号		
⑦関連法令等		
⑧特記事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合とする。</li> <li>・事業を行う事業主体は、事業にかかる牛の台帳を備え、牛の購入、出荷等の証拠書類を整理し、5年間保存しておかなければならない。</li> <li>・本補助金にはふるさと納税等寄付金の一部を充当する場合がある。</li> <li>・補助対象となった導入素牛については、導入した農家が食肉市場へのお荷まで肥育し、補助金の交付後、出荷実績を報告しなければならない。</li> <li>・市外在住者については、出荷した市内産但馬牛が市内肥育農家により購入された場合のみ、当該但馬牛を補助対象とする。</li> <li>・素牛の出荷農家と導入農家が同一の場合は補助対象外とする。 (同一の農場内での、個人から法人、法人から個人、家族間や従業員間の売買についても対象外とする。)</li> </ul>		



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-33	神戸レザーPR支援事業	北農業振興センター
①事業内容	神戸レザー（神戸ビーフに認定された牛の皮革及び神戸市域で有害獣として捕獲されたイノシシ等の皮革）を活用及びPRをするための団体の神戸レザーをPRするための展示会等の開催などの活動について補助する。	
②事業対象者	神戸レザーを活用する市内等の事業者で組織する団体	
③事業費 (補助金額)	補助金額は 500 千円を上限とする。	
④補助率	総事業費の 1/2 以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	事業様式第 1 号，規約，構成員名簿，口座が確認できる書類（通帳の写し等）	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第 2 号	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第 7 号～第 13 号，様式第 19 号	
⑦関連法令等	神戸レザーPR支援事業実施要領	
⑧特記事項	令和 5 年度まで	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
04-35	こうべ安全・安心農産物生産高度化促進事業	農水産課
①事業内容	<p>次に掲げる設備・資材の導入に係る経費の一部を補助する。</p> <p>(1)神戸産の安全・安心な農産物の生産拡大や安全管理の向上に資する設備・資材（播種機・農薬保管庫・防護服等）</p> <p>(2)神戸産農産物の品質向上に資する設備・資材（簡易糖度センサー・保冷施設・遮熱シート等）</p> <p>(3)環境負荷低減に配慮した農業の推進に資する設備・資材（光防除機・生分解性マルチ等）</p> <p>(4)神戸産農産物の認知度向上に資する出荷資材（結束テープ・出荷袋等）</p> <p>(5)新たな品目・品種や栽培技術を導入するための試験資材（試験対象となる種苗費、ほ場・設備等借り上げ費を含む）</p> <p>事業対象品目は、野菜、果樹、花卉とする。</p>	
②事業対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1)①事業内容(1)から(4)については、神戸市内に住所を有する農業者または農業者団体とし、事業内容①(5)の事業については、市内に住所を有する農業者団体とする。</p> <p>(2)補助の対象品目について、下記のアまたはイに該当する事業者。 ア「こうべ版 GAP」の認定を受けていること。または、当該年度中に認定を申請し、次年度中までに認定を受ける見込みがあること。 イ農林水産省が定めた「有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）」の認証を取得していること。または、将来、有機 JAS の認証を取得するため認証機関から「転換期間中」として認定された栽培方法を行っていること。</p> <p>(3)以下の成果目標を達成することが見込まれること。 ただし、①事業内容(5)については、事業完了後、試験結果をとりまとめ、1年以内に報告することとする。</p> <p>[成果目標]</p> <p>(1)①の(1)、(2)、(3)の設備・資材については、以下のいずれかを満たすこと。 ア．導入後3年以内に、神戸市内出荷量を10%以上増やす。 イ．導入後3年以内に、事業対象農産物の生産量を10%以上増やす。 ウ．導入後3年以内に、生産者（団体員数）を10%以上、または新規加入者を3人以上増やす。 エ．導入後3年以内に、農業生産に伴う廃棄物（出荷資材・農薬容器等）の排出量を5%以上減らす。</p> <p>(2)①の(4)の設備・資材については、以下を満たすこと。 ア．導入後3年間、消費者に対する神戸産農産物の認知度向上につながる取組み（イベント参加、販売店舗等でのキャンペーン等）を毎年2回以上実施する。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	<p>① 事業内容(1)～(4) 総事業費の30%以内 (1事業主体あたり上限1,000千円、最低総事業費200千円)</p> <p>② 事業内容(5) 対象事業費の50%以内 (1事業主体あたり上限100千円、最低事業費100千円)</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	「こうべ安全・安心農産物生産高度化促進事業実施要領」に定める申請書類	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	<p>様式第1～3号 (申請様式については、「こうべ安全・安心農産物生産高度化促進事業実施要領」にて定める)</p>	

⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)  
納品書、または事業費を支払ったことを証明する書類の写し

-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)  
様式第 7 号～第 10 号、第 12 号～13 号

⑦関連法令等

⑧特記事項

本事業実施の取扱については、こうべ安全・安心農産物生産高度化促進事業実施要領に基づく。